

生産林における人工林木材の管理
に関する

インドネシア共和国林業大臣規程
第 P. 42/Menhut-II/2014

唯一の神の恵みに基づき、
インドネシア共和国林業大臣は、

- a. 森林管理及び森林管理計画の作成及び森林の活用に関する政令 2007 年第 6 号第 38 条第 (4) を変更した政令 2008 年第 3 号に基づき、林産業における木材利用事業許可から生産した植物は、事業許可保持者の資産で、担保にすることができる；
- b. 森林管理及び森林管理計画の作成及び森林の活用に関する政令 2007 年第 6 号第 75 条第 (1) e 号を変更した政令 2008 年第 3 号に基づき、各人工林における林産業木材利用事業許可保持者は、必ず林産物の管理を行う；
- c. 森林管理及び森林管理計画の作成及び森林の活用に関する政令 2007 年第 6 号第 117 条第 (1) を変更した政令 2008 年第 3 号に基づき、林産物及び森林の持続性に対する国家の権利を保護するために、林産物の管理を通じて、林産物の統制及び販売を行う；
- d. 林業大臣規程第 P. 55/Menhut-II/2006 を数回変更した最終版林業大臣規程第 P. 45/Menhut-II/2009 に基づき、国有林木材の管理が定められた；
- e. 汚職撲滅委員会の調査結果及び現状の展開を懸念し、高コストを削減するための競争力向上及び森林管理の改善をするために、人工林木材の管理を再調整する必要がある；
- f. 上記に関連し、生産林における人工林木材の管理に関する林業大臣規程を定める必要がある；

ことを考慮し、

1. 税金以外国家収入に関する法律 1997 年第 20 号（インドネシア共和国官報 1997 年第 43 号、インドネシア共和国官報補遺第 3687 号）；
2. 林業に関する法律 1999 年第 41 号（インドネシア共和国官報 1999 年第 167 号、インドネシア共和国官報補遺第 3888 号）を変更した法律 2004 年第 19 号（インドネシア共和国官報 2004 年第 86 号、インドネシア共和国官報補遺第 4412 号）；
3. 地方政府に関する法律 2004 年第 32 号（インドネシア共和国官報 2004 年第 125 号、インドネシア共和国官報補遺第 4437 号）を数回変更した最終版法律 2008 年第 12 号（インドネシア共和国官報 2008 年第 59 号、インドネシア共和国官報補遺第 4844 号）；
4. 森林破壊防止及び撲滅に関する法律 2013 年第 18 号（インドネシア共和国官報 2013 年第 130 号）；
5. 緑化金に関する政令 2002 年第 35 号（インドネシア共和国官報 2002 年第 67 号）を変更した政令 2007 年第 58 号（インドネシア共和国官報 2007 年第 131 号）；
6. 森林企画に関する政令 2004 年第 44 号（インドネシア共和国官報 2004 年第 146 号、インドネシア共和国官報補遺第 4452 号）；
7. 森林保護に関する政令 2004 年第 45 号（インドネシア共和国官報 2004 年第 147 号、インドネシア共和国官報補遺第 4453 号）を変更した政令 2009 年第 60 号（インドネシア共和国官報 2009 年第 137 号、インドネシア共和国官報補遺第 5056 号）；

8. 森林管理及び森林管理計画の作成及び森林の活用に関する政令 2007 年第 6 号（インドネシア共和国官報 2007 年第 22 号、インドネシア共和国官報補遺第 4696 号）を変更した政令 2008 年第 3 号（インドネシア共和国官報 2008 年第 16 号、インドネシア共和国官報補遺第 4814 号）；
9. 政府、州政府、県／市政府の政務分担に関する政令 2007 年第 38 号（インドネシア共和国官報 2007 年第 82 号、インドネシア共和国官報補遺第 4737 号）；
10. 国営企業クフタナン・ヌガラに関する政令 2010 年第 72 号（インドネシア共和国官報 2010 年第 124 号）
11. 林業省で適用する税金以外国家収入の種類及び税率に関する政令 2014 年第 12 号（インドネシア共和国官報 2014 年第 36 号）；
12. 省庁の立場、業務、機能及び省庁におけるエセロン I の組織構成、業務、機能に関する大統領規程 2010 年第 24 号を数回変更した最終版大統領規程 2013 年第 56 号；
13. 発見物、押収品、略奪品の林産物に対する競売の実施説明に関する林業大臣第 P. 48/Menhut-II/2006 を変更した林業大臣第 P. 47/Menhut-II/2009；
14. 森林資源料（Provisi Sumber Daya Hutan (PSDH)）及び緑化金（Dana Reboisasi (DR)）の賦課、回収、支払い方法の詳細説明に関する林業大臣規程第 P. 18/Menhut-II/2007；
15. 木材活用における作業計画及び木材利用事業許可における年次作業計画に関する林業大臣規程第 P. 62/Menhut-II/2008（インドネシア共和国官報 2008 年第 47 号）を数回変更した最終版林業大臣規程第 P. 14/Menhut- II/2009（インドネシア共和国官報 2009 年第 32 号）；
16. 林業大臣規程第 P. 20/Menhut-II/2010（インドネシア共和国官報 2010 年第 221 号）で変更した持続的生産林管理における技術者の能力及び認定に関する林業大臣第 P. 58/Menhut-II/2008（インドネシア共和国官報 2008 年第 52 号）；
17. 林業大臣第 P. 33/Menhut-II/2012（インドネシア共和国官報 2012 年第 779）で変更した林業省の組織及び作業手順に関する林業大臣第 P. 40/Menhut-II/2010（インドネシア共和国官報 2010 年第 405 号）；
18. 木材に対する計測及び試験に関する林業大臣規程第 P. 45/Menhut-II/2011（インドネシア共和国官報 2011 年第 320 号）；
19. 森林利用事業許可保持者に対する行政処分の実行に関する林業大臣規程第 P. 39/Menhut-II/2008（インドネシア共和国官報 2008 年第 14 号）；

に鑑み、

次を決定する：

決定：生産林における人工林木材の管理に関する林業大臣規程

第 1 章

一般規定

第 1 部

定義

第 1 条

本規程における用語は、次のように定義する。

1. 木材の管理とは、生産企画、収穫又は伐採、計測及び試験、表示付け、運搬／流通、木材の加工に対する記録及び報告活動のことを言う。

2. 国有林とは、土地に対する権利が供与されていない土地の上に存在する森林のことを言う。
3. 生産林とは、林産物を生産する主要機能を持つ森林地区のことを言う。
4. 森林管理とは、ジャワ島以外を含むペルム・プルフタニ (Perum Perhutani) 作業区域外のペルム・プルフタニ又は森林統一管理 (Kesatuan Pengelolaan Hutan (KPH)) で、法令の規定に沿って森林管理及び森林管理計画の策定、森林地区の活用及び使用、森林再生及び埋め立て、森林保護及び自然保護などの活動を行うことを言う。
5. 以降 IUPHHK-HTI と略す産業造林木材利用事業許可 (Izin Usaha Pemanfaatan Hasil Hutan Kayu Dalam Hutan Tanaman Industri) とは、土地づくり、種苗、植林、維持、収穫、販売活動などを通じて、生産林における人工林の林産物である木材を活用するための事業許可のことを言う。
6. 以降 IUPHHK - HTR と略す民有林木材利用事業許可 (Izin Usaha Pemanfaatan Hasil Hutan Kayu dalam Hutan Tanaman Rakyat) とは、森林資源の持続性を保証し、林学的システムで生産林のポテンシャル及び品質を高めるために、個人又は地域住民グループが開発した生産林における人工林のことを言う。
7. 以降 IUPHHK - HTHR と略す再生林木材利用事業許可 (Izin Usaha Pemanfaatan Hasil Hutan Kayu dalam Hutan Tanaman Hasil Rehabilitasi) とは、支援力、生産性、生命維持の役割を維持し、土地及び森林の機能を回復、維持、向上するために、生産林地区における土地及び森林に対する再生活動を通じて開発された生産林における人工林のことを言う。
8. 以降 IUPHHK - HKm と略すコミュニティー林木材利用事業許可 (Izin Usaha Pemanfaatan Kayu dalam Hutan Kemasyarakatan) とは、生産林におけるコミュニティー林木材利用事業許可の作業区域内の林産物である木材を活用するために供与する事業許可のことを言う。
9. 以降 IUPHHK-HD と略す村落林木材利用事業許可 (Izin Usaha Pemanfaatan Hasil Hutan Kayu Dalam Hutan Desa) とは、植林、維持、収穫、販売活動などを通じて、生産林における村落林の林産物である木材を活用するための事業許可のことを言う。
10. 許可保持者とは、林産業／民有林／再生林／村落林／コミュニティー林木材利用事業許可の保持者のことを言う。
11. 以降 PSDH と略す森林資源料 (Provisi Sumber Daya Hutan) とは、国有林から回収する林産物の本源的価値の代替として、許可保持者に賦課する料金のことである。
12. 以降一次産業と略す林産物一次産業とは、丸太 (Kayu Bulat (KB))、普通丸太 (Kayu Bulat Sedang (KBS))、小径丸太 (Kayu Bulat Kecil (KBK)) を半製品又は完成品に加工する産業のことを言う。
13. 以降高度産業と略す高度木材加工産業とは、原材料が木材一次産業及び／又は加工材登録保管場 (Tempat Penampungan Terdaftar Kayu Olahan (TPT-KO)) 企業からの林産物を加工する産業のことを言う。
14. 以降統合産業と略す統合木材加工産業とは、一つの産業地かつ法人に存在する一次産業及び高度産業のことを言う。
15. 伐採作業区 (Blok Kerja Tebangan) とは 1 年の期間内に伐採される一定の森林面積単位のことを言う。
16. 伐採作業区画 (Petak Kerja Tebangan) とは、一定面積の伐採区の一部であり、同一の林学的システムにおける最小単位の利用事業区画のことを言う。

17. 以降 TPn と略す山土場(Tempat Pengumpulan Kayu)とは、関連する伐採作業区画周辺の収穫物の集積をするための場所のことを言う。
18. 以降 TPK Hutan と略す貯木場(Tempat Penimbunan Kayu Hutan)とは、許可保持者の区域内にある複数の山土場からの丸太／普通丸太／小径丸太を集積する許可保持者所有の場所のことを言う。
19. 以降 TPK Antara と略す林外貯木場 (Tempat Penimbunan Kayu Antara)とは、許可保持者の区域外に位置し、生産林内及び／又は森林地区外にある貯木池(Logpond)又は貯木地(Logyard)の形態で、一つ又は一つ以上の許可保持者から丸太及び／又は普通丸太及び／又は小径丸太を集積する場所のことを言う。
20. 以降 TPK Industri と略す産業貯木場 (Tempat Penimbunan Kayu Industri)とは、産業地及び／又は周辺に位置し、丸太及び／又は普通丸太及び／又は小径丸太を水上又は陸上(貯木池又は貯木地)で集積する場所のことを言う。
21. 以降 TPT - KB と略す丸太登録保管場 (Tempat Penampungan Terdaftar Kayu Bulat)とは、林業又は木材分野で事業を行う企業所有の丸太／普通丸太／小径丸太を保管する場所のことを言う。
22. 以降 TPT - KO と略す加工材登録保管場 (Tempat Penampungan Terdaftar Kayu Olahan)とは、林業又は木材分野で事業を行う企業所有の加工材を保管する場所のことを言う。
23. 立木調査 (Timber cruising)とは、種類、本数、直径、高さ、現場・環境状況に関する情報などを把握するために、(伐採する計画の)樹木、コアー樹木、保護樹木、植林その他の現場データに対する計測、観察、記録活動で、定められた規定従って定められた頻度で行うことを言う。
24. 以降 LHC と略す立木調査報告書 (Laporan Hasil Cruising)とは、伐採作業区画における立木調査活動から取得した樹木データの処理結果で、樹木番号、種類、直径、無枝樹木の高さ、木材量の見込みを記載するものを言う。
25. 収穫とは、人工林地区からの林産物の伐採／切断活動のことを言う。
26. 以降 KHP と略す収穫木材 (Kayu Hasil Pemanenan)とは、丸太／普通丸太／小径丸太の形などをした、人工林で植林した樹木から収穫された木材のことを言う。
27. 計測野帳(Buku Ukur)とは、山土場にて作成される生産物からの木材計測及び試験結果の記録が記載されているもののことを言う。
28. 通称 LHP と略す収穫木材生産報告書 (Laporan Produksi Kayu Hasil Pemanenan (LP-KHP))とは、定められた区画／区での伐採／収穫結果の実績を記載する文書のことを言う。
29. 以降 KO と略す加工材 (Kayu Olahan)とは、木材一次産業 (IPHHK)又は統合木材加工産業 (IPKT)で加工した製材(一つ以上に削られた製材も含む)、合板(ブロックボード及びベアコアーも含む)、ベニヤ、フレーク／チップ(ウッドペレットも含む)、単板積層材(LVL)の形をした丸太／普通丸太／小径丸太のことを言う。
30. 以降 FA-KB と略す丸太送り状 (Faktur Angkutan Kayu Bulat)とは、合法的な許可区域から直接仕入れた丸太／普通丸太／小径丸太の継続輸送又は段階的輸送で使用する文書のことを言う。
31. 以降 FA - KO と略す加工材送り状 (Faktur Angkutan Kayu Olahan)とは、林産加工材を輸送するために使用する輸送文書のことを言う。

32. 以降 D-KHP と略す収穫木材一覧表 (Daftar Kayu Hasil Pemanenan) とは、収穫木材の情報を記載する文書で、丸太送り状 (FA-KB) の発行根拠となり、丸太送り状に添付するもののことを言う。
33. 以降 D-KO と略す加工材一覧表 (Daftar Kayu Olahan) とは、加工材の情報を記載する文書で、加工材送り状 (FA-KO) 文書の発行根拠となり、加工材送り状に添付するもののことを言う。
34. 輸送説明書 (Nota Angkutan) とは、土地に対する証明書が発行される前のその他使用区域で自然に成長する樹木からの木炭、リサイクル木材、小径丸太をパイル、漁獲材、基礎材などに使用する木材の輸送、競売品加工材の継続輸送、港から文書元の目的地までの丸太／普通丸太／小径丸太の往復輸送のために使用する輸送文書のことを言う。
35. 企業説明書 (Nota Perusahaan) とは、加工材登録保管場又は高度産業からの高度加工材を輸送するために使用する輸送文書のことを言う。
36. 立木調査担当者とは、立木調査担当者として指定された立木調査持続的生産林管理技術者又は生産林企画持続的生産林管理技術者の資格を有する許可保持者の社員のことを言う。
37. 収穫木材生産報告書の作成者とは、収穫木材生産報告書の作成担当者として指定された丸太試験持続的生産林管理技術者 (GANISPHPL PKB) の資格を有する許可保持者の社員のことを言う。
38. 以降 P2LP-KHP と略す収穫木材生産報告書承認職員 (Pejabat Pengesah Laporan Produksi Kayu Hasil Pemanenan) とは、丸太試験持続的生産林管理技術者の監督者 (WAS-GANISPHPL PKB) の資格を満たす林業機関の職員で、主格木材生産報告書を承認する業務、責任、権限が与えられた者のことを言う。
39. 丸太送り状／加工材送り状の発行者とは、持続的生産林管理技術者の資格を有する林業企業の社員で、輸送する商品又は林産物に沿って、丸太送り状／加工材送り状文書を発行する権限が与えられた者のことを言う。
40. 以降 LMK と略す木材移動報告書 (Laporan Mutasi Kayu) とは、貯木場、林外貯木場、丸太登録保管場、産業登録保管場で生産する丸太／普通丸太／小径丸太の受け入れ、送り出し、在庫の状況が把握できる文書のことを言う。
41. 以降 LMKO と略す加工材移動報告書 (Laporan Mutasi Kayu Olahan) とは、木材一次産業／統合産業及び加工材登録保管場で生産する加工材の受け入れ、送り出し、在庫の状況が把握できる文書のことを言う。
42. 総局長とは、林業指導を担当する総局長のことを言う。
43. 局長とは、林業料及び林産物流通指導を担当する局長のことを言う。
44. 州局とは、州における林業関連を担当する機関のことを言う。
45. 県／市局とは、県／市における林業関連を担当する機関のことを言う。
46. センターとは、総局長に報告義務をもつ直轄の実行事務所のことを言う。

第2部 趣旨及び目的

第2条

- (1) 木材の管理の趣旨は、法令の規定に基づく許可に沿って管理、活用、回収される人工林からの全ての木材に対する国の権利を保証するためである。
- (2) 木材の管理の目的は、税金以外国家収入としての国の権利を取得するため及び法令の規定に沿った管理者又は許可保持者に管理又は活用又は回収される木材の合法性を保証するためである。

第 2 章 生産

第 1 部 生産計画

第 3 条

- (1) 産業造林木材利用事業許可の生産計画は、作業区域における収穫計画に基づくこと。
- (2) 上記第 (1) 項で述べた産業造林木材利用事業許可の区域における収穫は、必ず法令の規定に沿った産業造林木材利用事業における年次作業計画に基づくこと。
- (3) 民有林／再生林／村落林／コミュニティー林木材利用事業保持者は、法令の規定に沿った年次作業計画に基づいて、収穫を行うことができる。
- (4) 上記第 (2) 項で述べた産業造林木材活用における年次作業計画の策定は、法令の規定に従うこと。

第 4 条

- (1) 山土場、メイン山土場及び／又は貯木場は、許可保持者の幹部又は許可保持者から委任されたマネージャー級社員が確定し、計画文書に記載すること。
- (2) 上記第 (1) 項で述べた計画文書は、木材活用における年次作業計画又は年次土地開拓計画で可能とする。
- (3) 森林地区内に存在する林外貯木場は、県／市局長が確定する。
- (4) 県／市局長が申請を受領してから 5 就業日以内に上記第 (3) 項で述べた林外貯木場を確定しない場合、州局長が林外貯木場を確定する。
- (5) 州局長が 5 就業日以内に上記第 (4) で述べた林外貯木場を確定しない場合、局長が林外貯木場を確定し、その実行はセンター長が行う。
- (6) 森林地区外に存在する林外貯木場は、許可保持者の幹部又は許可保持者企業から委任されたマネージャー級社員が確定する。
- (7) 上記第 (6) 項で述べた林外貯木場の確定は、県／市局長へ提出し、その写しを州局長及びセンター長へ配布する。
- (8) 森林管理権保持者の作業区域における山土場及び／又は貯木場は、森林統一管理事務所／管理者が決定する。

第 2 部 計測及び試験

第 5 条

- (1) 生産林における人工林からの全ての収穫木材は、法令の規定に沿って、必ず丸太試験持続的生産林管理技術者による計測及び／又は試験を行うこと。
- (2) 上記第(1)項で述べた計測及び／又は試験結果は、計測野帳に記録し、収穫木材生産報告書を作成する根拠とする。
- (3) 木材一次産業の原材料として使用される収穫木材の計測は、次の方法で行うことができる。
 - a. 山土場で標準的な長さ、幅、高さのサイズを有する集積をステープルメーターで計測する；
 - b. 貯木場／貯木池でトラックの上をステープルメーターで計測する；
 - c. 貯木場でトラック及び積荷を計量する；又は
 - d. 一本単位の計測。
- (4) 計測が一本単位で行われる場合、丸太の切り面の両端又は本体に数字の 1 から始まる番号による表示付けが必要である。
- (5) 計測がステープルメーターで行われる場合、各集積の横又は前に、集積番号、伐採区画番号、集積の長さ、幅、高さなど、簡単に消えない方法で表示する。
- (6) ステープルメーターの換算及びトン単位から m³（立立方メートル）単位への換算に関する規定は、総局長規程で定める。

第 3 部 収穫木材生産報告書の作成及び承認

第 6 条

- (1) 上記第 5 条第(2)項で述べた計測野帳に記録した木材の各計測結果は、少なくとも月 2 回の頻度で必ず収穫木材生産報告書を作成し、確認及び承認のために収穫木材生産報告書承認職員に提出すること。
- (2) 上記第(1)項で述べた収穫木材生産報告書は、山土場又は貯木場で作成し、承認を受ける。
- (3) 収穫木材生産報告書が上記第(2)項で述べた貯木場で作成され、承認された場合、森林資源料、緑課金、立木価値代替が支払い済みと未払いの集積を分けること。
- (4) 上記第(2)項で述べた収穫木材生産報告書の承認は、収穫木材生産報告書承認職員が行う。
- (5) 収穫木材生産報告書を受領してから 2x24 時間以内に、上記第(3)項で述べた収穫木材生産報告書承認職員が承認をするための確認を行っていない場合、収穫木材生産報告書の承認は、丸太試験持続的生産林管理技術者が行う。
- (6) 上記第(4)項で述べた承認された収穫木材生産報告書の真実性に対する説明責任は、印紙付きの証明書を作成することにより、丸太試験持続的生産林管理技術者が負う。
- (7) 収穫木材生産報告書の作成担当者は、生産実績がない場合、必ず理由を備考欄に明記した上で、「無し」の内容を記載する収穫木材生産報告書を作成し、収穫木材生産報告書承認職員に提出すること。
- (8) 収穫木材生産報告書は、伐採作業区別に作成すること。一つの伐採作業区が二つ以上の県／市に存在する場合、収穫木材生産報告書は、各県／市に対して作成すること。
- (9) 承認された収穫木材生産報告書は、必ず 5 就業日以内に許可保持者より森林資源料回収職員に報告すること。

- (10) 許可保持者は、承認された収穫木材生産報告書に基づき、法令の規定に沿った方法で森林資源料を必ず支払うこと。
- (11) 収穫木材生産報告書は、前回の収穫木材生産報告書における森林資源料が支払い済みの場合に、承認される。
- (12) 承認された収穫木材生産報告書及びその概要は、県／市局長に報告し、その写しを州局長、センター長、回収職員、丸太送り状発行者に配布する。
- (13) 収穫木材生産報告書が上記第（5）項で述べた丸太試験持続的生産林管理技術者に承認された場合、森林資源料の支払命令書発行者は、必ず 2x24 時間以内に森林資源料の支払命令書を発行すること。
- (14) 上記第（13）項で述べた森林資源料の支払命令書発行者が、森林資源料の支払命令書を発行しない場合、印紙付き説明書を作成することで自己評価を作成すること。

第3章

林産物の運搬

第1部

林産物の運搬文書

第7条

- (1) 各収穫木材の運搬、支配、所有に対しては、合法木材証明書である運搬文書を必ず備えること。
- (2) 上記第（1）項で述べた収穫木材の運搬文書は次を含む。
 - a. 丸太送り状（FA - KB）；
 - b. 加工材送り状（FA - KO）；又は
 - c. 輸送説明書。
- (3) 上記第（2）項で述べた運搬文書の使用は、次の場合のみ有効とする。
 - a. 一回の使用；
 - b. 一つの所有者；
 - c. 一種類の林産物商品；
 - d. 一台の運搬機又は運搬機列又はコンテナ；及び
 - e. 一つの輸送目的地。
- (4) 上記第（3）項 d 号で述べた運搬文書を運搬機に使用する場合、運搬機の収穫木材の種類及び内容量は、運搬文書に記載すること。

第2部

運搬文書の使用

第8条

- (1) メイン山土場又は貯木場からの全目的地への収穫木材の輸送は、丸太試験持続的生産林管理技術者が発行する収穫木材一覧表を添付した上で、許可保持者所有の丸太送り状を添えること。
- (2) 林外貯木場からの全目的地への収穫木材の継続輸送は、丸太試験持続的生産林管理技術者が発行する収穫木材一覧表を添付した上で、許可保持者所有の丸太送り状を添えること。
- (3) 産業／丸太登録保管場からの収穫木材の継続輸送は、収穫木材一覧表を添付した上で産業／丸太登録保管場所有の丸太送り状を使用する。
- (4) 港から産業／丸太登録保管場への収穫木材の往復輸送は、収穫木材一覧表を添付した上で、原産文書での目的地に沿って、産業／丸太登録保管場の輸送説明書を使用

する。

第9条

- (1) 木材一次産業から及び／又は木材一次産業へ及び加工材登録保管場から全目的地へのチップ、製材、ベニヤ、合板、単板積層材の形をした加工材の輸送は、加工材一覧表を添付した上で、加工材送り状を添えること。
- (2) パルプ／製紙／MDF／ウッドペレット産業から及び／又はパルプ／製紙／中密度繊維板／ウッドペレット産業への又はチップを原材料として使用するその他の高度林産物産業から及び／又はその他の高度林産物産業へのチップの形をした加工材の輸送は、出荷元チップ／中密度繊維板／ウッドペレット産業所有の加工材一覧表を添付した上で加工材送り状を添えること。但し、チップを加工する産業が統合的に同じ場所にある場合は、企業説明書を使用すること。
- (3) パルプ／製紙／中密度繊維板／ウッドペレット産業又はその他の高度林産物産業以外の目的地へのチップの継続輸送は、加工材一覧表を添付した上で、加工材送り状を使用すること。
- (4) 木材加工産業以外の販売店／売り手からの加工材及び高度加工材の輸送は、輸送説明書を使用すること。

第3部 運搬文書の発行

第10条

- (1) 丸太送り状は丸太送り状発行者、加工材送り状は加工材送り状発行者が自己評価で発行する。
- (2) 上記第(1)項で述べた丸太／加工材送り状発行者は、能力に沿った持続的生産林管理技術者の資格を有する企業／許可保持者の担当で、許可保持者企業の幹部より指名される。
- (3) 輸送説明書は、能力に沿った持続的生産林管理技術者の資格を有する許可保持者の担当が自己評価で発行する。

第4部 丸太登録保管場及び加工材登録保管場

第11条

- (1) 丸太／加工材保管場は、保管場の位置候補案を添付した上で、木材分野で事業を行う企業又は個人の申請に基づき、県／市局長が決定する。
- (2) 丸太／加工材保管場決定の手順及び要件は、シンプルさ、効果、効率性を考慮した上で、県／市局長より別途定める。
- (3) 県／市局長が2就業日以内に上記第(1)項で述べた丸太／加工材保管場を決定しない場合、局長は丸太／加工材保管場を決定することができ、その実行はセンター長が行う。
- (4) 上記第(1)で述べた丸太／加工材保管場としての決定の写しは、州局長及びセンター長に提出する。

- (5) 丸太／加工材保管場の決定は 3 年間有効とし、必要に応じて延長することができる。
- (6) 丸太／加工材保管場は、木材の加工を禁止される。
- (7) 丸太／加工材保管場が、上記第 (6) 項で述べた違反をした場合、発行／決定した県／市局長又は職員より丸太／加工材保管場の決定を取り消す。

第 5 部 目的地及び港における運搬文書の取り扱い

第 12 条

- (1) 産業での収穫木材の受け入れに対する各運搬文書は、当該木材を受領してから 1x24 時間以内に、無効化するために必ず丸太受領検査員として指名された丸太試験持続的生産林管理技術者の監督者に報告し、法令の規定に沿った方法で事務的及び現物確認を実施する。
- (2) 上記第 (1) 項で述べた丸太受領検査員が 1x24 時間以内に文書を無効化しない場合、運搬文書の無効化並びに事務的及び現物確認は、丸太試験持続的生産林管理技術者が行う。
- (3) 上記第 (1) 項で述べた文書が 1x24 時間以内に無効化してから、丸太受領検査員が事務的及び現物確認を行っていない場合、事務的及び現物確認は、丸太試験持続的生産林管理技術者が行う。
- (4) 産業経営者／丸太登録保管場から職人／小規模家業への継続輸送は、産業／丸太登録保管場所有の丸太送り状を使用し、受領者が無効化する。
- (5) パルプ／製紙産業者又はチップ加工産業者が受領した加工材送り状の受領欄には、企業の担当者が署名する。

第 13 条

- (1) 収穫木材の出入り活動がある各港には、林業機関の職員が出向する。
- (2) トランジット及び運搬機の変更があった場合、上記第 (1) 項で述べた林業機関の職員は、玉切り／ステーブルの数量及び運搬機を含む現物と書類の適合性を確認する。
- (3) 陸上運搬機を使用する収穫木材の輸送で、フェリーポート又は一般港で運搬機の変更がない場合、合法丸太説明書／丸太送り状を新たに発行する必要はなく、林業機関の職員への報告も不要である。

第 6 部 木材移動報告書 (LMK) の作成

第 14 条

- (1) 各貯木場／林外貯木場／丸太登録保管場／産業登録保管場において、必ず収穫木材移動報告書 (LM - KHP) を作成すること。
- (2) 木材利用事業許可保持者、高度産業及び統合産業許可保持者は、必ず加工材移動報告書 (LM-K0) を作成すること。

- (3) 上記第(1)項及び第(2)項で述べた収穫木材移動報告書及び加工材移動報告書は、必ず現物と一致すること。
- (4) 木材利用事業許可保持者、高度産業及び統合産業許可保持者は、県／市局長に対し、必ず加工材移動報告書及び月次報告書を提出し、その写しを州局長及びセンター長に配布する。

第4章 輸出／輸入林産物の管理

第15条

- (1) 一般港からの加工材輸出の実行において、港への輸送は、輸出物品申告書(Pemberitahuan Ekspor Barang (PEB))の記入基準となる加工材送り状又は企業説明書を必ず添付すること。
- (2) 加工材の輸出を行う事業体又は個人は、県／市局長に対し、翌月5日までに、毎月必ず輸出実績を報告し、その写しを州局長又はセンター長に配布する。
- (3) 丸太及び／又は加工材を輸入する事業体又は個人は、マニフェスト又は船荷証券である輸入書類を添付した上で、必ず港での林業機関職員に報告すること。
- (4) 一般港から木材加工産業への上記第(3)項で述べた木材の段階的又は一斉輸送は、輸入書類を添付した上で、木材所有者が発行する輸送説明書を添えること。

第5章 フォームの雛形の標準化及び調達

第16条

- (1) 上記第7条第(2)項で述べた輸送フォームの雛形は、総局長が決定する。
- (2) 丸太送り状フォームの調達は、許可保持者／丸太登録保管場／産業経営者が行い、丸太送り状のシリアル番号確定後、偽造ルピア撲滅調整庁で登録されている偽造防止印刷会社で印刷する。
- (3) 上記第(2)項で述べた丸太送り状のシリアル番号の確定は、センター長が行う。
- (4) 加工材送り状フォームの調達は、一次産業、高度産業、統合産業、加工材保管場の許可保持者が行い、当該企業幹部による加工材送り状のシリアル番号を確定した上で、一般印刷会社で印刷する。
- (5) 製材としての加工材の輸送に限り、加工材送り状フォームは偽造ルピア撲滅調整庁で登録されている偽造防止印刷会社で印刷する。

第6章 報告

第17条

- (1) 許可保持者及び事業主は、県／市局長に対し、必ず林産物管理の実施に関する月次報告の概要を報告し、その写しをセンター長に配布すること。
- (2) 県／市局長は、総局長を代表する局長に対し、必ず作業区域内における木材管理の実施に関する次報告概要のまとめを報告し、その写しを州林業局長及びセンター長に配布すること。

第7章 指導及び管理

第18条

- (1) 州局は、作業区域内における木材の管理実施に対し、指導及び統制を行う。
- (2) 県／市局は、作業区域内における木材の管理実施に対し、指導及び監督を行う。
- (3) センターは、作業区域内における木材の管理実施に対し、技術的指導及び監督を行う。
- (4) 上記第(1)項、第(2)項、第(3)項で述べた指導、統制、監督の実施は、州局長又は県／市局長又はセンター長の指名に基づき、能力に沿った持続的生産林管理技術者の監督者が行う。
- (5) 持続的生産林管理技術者の監督者は、州局長又は県／市局長又はセンター長に対し、上記第(4)項で述べた指導、監督、統制の実施結果を報告する。

第19条

- (1) 収穫木材の事務的、生産、輸送、在庫の報告データの真実性/適合性を把握するために、年次作業計画の年末又は合法的許可の有効期限の期末に、許可保持者は、収穫木材生産報告書承認職員と一緒に、実地棚卸を行う。
- (2) 上記第(1)項で述べた実地棚卸は、年1回のみ行う。
- (3) 上記第(1)項で述べた実地棚卸の実施結果は、実地棚卸報告書に記載し、県／市局長に報告し、その写しを州局長及びセンター長に配布する。

第8章 制裁

第20条

- (1) 木材の管理活動を実施しない許可保持者は、法令の規定に従い、行政処分が与えられる。
- (2) 上記第(1)項で述べた木材の管理活動は次を含む。
 - a. 立木調査結果に沿った立木調査報告書の作成；
 - b. 木材の計測及び／又は試験結果に基づいた収穫木材生産報告書の作成；
 - c. 現物林産物の種類、数量又は内容量に沿った収穫木材生産報告書の作成；
 - d. 伐採された樹木に関する収穫木材生産報告書の作成；
 - e. 時間軸に従って承認された収穫木材生産報告書の報告；
 - f. 合法木材証明書に沿った産地における木材の記載；
 - g. 合法木材証明書に沿った目的地における木材の荷下ろし；及び／又は
 - h. 木材の輸送に有効な合法林産物証明書の添付；

第21条

- (1) 収穫木材生産報告書承認職員及び丸太受領検査員が、定められた時間軸に沿って、累計3回に及び業務を遂行しない場合、生産結果報告書承認職員／丸太受領検査員として解任される行政処分が与えられる。

- (2) 収穫木材生産報告書承認職員又は持続的生産林管理技術者が、前期の収穫木材生産報告書に対する森林資源料の支払いを完済する前に、収穫木材生産報告書を承認した場合、持続的生産林管理技術者カード又は持続的生産林管理技術者の監督者カードの取り消しによる行政処分が与えられる。

第9章 その他の規定

第22条

- (1) ペルム・プルフトタニからの林産物の管理は、ペルム・プルフトタニの取締役会より独自に定める。次に関連する林産物の管理に限り、
- a. 収穫木材生産報告書の承認は、県／市局長の提案に基づいて、州局長が指名した丸太試験持続的生産林管理技術者の監督者が行うこと；
 - b. 木材の輸送は、丸太試験持続的生産林管理技術者の資格を有するペルム・プルフトタニの社員が発行する丸太送り状を使用すること；
 - c. 作業区域外にある貯木場の確定すること；及び／又は
 - d. 木材加工産業又はペルム・プルフトタニ所有のチーク加工産業での木材確認すること、
- は、本規程に従う。
- (2) 許可保持者の年次作業計画に、土地づくり活動を実施するために、天然林における伐採計画がまだある場合、天然林における林産物の管理の規定に従うこと。
- (3) 収穫木材生産報告書承認職員及び／又は森林資源料回収職員は、有効な法令の規定に従い、表彰、林産管理職員手当、能力向上、再教育などの優遇が与えられることができる。

第23条

木材の管理実施要領に関する詳細規定は、総局長規程で定める。

第10章 移行規定

第24条

- (1) 本規程が発効される前に指名された林産物管理職員は、指定の期限が終了するまで、引き続き有効とする。
- (2) 本規程が発効する前に、有効な法令に基づいて確定された林外貯木場は、本規程に基づいて、林外貯木場として引き続き有効とする。
- (3) 許可が未取得の丸太登録保管場に対して、県／市局長による場所及び所有権の検証後、丸太送り状の発行を認めることができる。
- (4) 本規程が発効する前に、県／市局長から確定を取得した加工材登録保管場は、確定期限が終了するまで引き続き有効とする。
- (5) 本規程が発効する前に印刷された丸太送り状及び加工材送り状のフォームは、引き続き有効とする。製材輸送用の加工材送り状のフォームに限り、調達は本規程に従うこと。

第 11 章
終章

第 25 条

本規程が発効の際、国有林木材の管理に関する林業大臣規程第 P. 55/Menhut-II/2006 を数回変更した、最終版林業大臣規程第 P. 45/Menhut-II/2009、特に生産林における人工林木材の管理を定める規定は、取り消され、失効する。

第 26 条

本大臣規程は、立法日の 30 日後より有効とする。

各自が把握できるよう、本大臣規程をインドネシア共和国官報へ記載するよう、命じる。

2014 年 6 月 10 日
ジャカルタにて制定。

インドネシア共和国
林業大臣

署名
ズルキフリ・ハサン

2014 年 6 月 11 日
ジャカルタにて立法。

インドネシア共和国
法務人権大臣

署名
アミル・シャムスディン

インドネシア共和国官報 2014 年第 776 号

本写しは、原本と同内容である。

法務・組織部長
署名
クリスナ・リヤ